

目次

2023年12月

- ・ p.2 No.8.2例外①の記述を訂正しました。
- ・ Check test No.8 (3) の解説を修正しました。

Introduction : はじめに

No.1 : 目的

No.2 : 定義

No.3-1 : 登録制度

No.3-2 : 登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

No.4 : 営業保証金

No.5 : 旅行業務取扱管理者

No.6 : 料金の揭示

No.7 : 旅行業約款

No.8 : 取引条件の説明

No.9 : 書面の交付

本資料に掲載

No.10 : 外務員

No.11 : 広告に関する規定

No.12 : 標識の揭示

No.13 : 企画旅行の円滑な実施の措置 (旅程管理措置)

No.14 : 受託契約 (企画旅行を実施する旅行者の代理)

No.15 : 旅行業者代理業者

No.16 : 旅行サービス手配業者

No.17 : 禁止行為

No.18-1 : 旅行業協会

No.18-2 : // (弁済業務保証金制度)

No.19 : 業務改善命令、業務停止、登録の取消

No.20 : 罰則

No.8：取引条件の説明

旅行業者と契約をする際に、旅行者が商品や契約内容をよく理解していなければ公正な契約とはいえません。また、消費者である旅行者は取引についてあまり知識がありません。

そこで法は契約を締結する前に、旅行業者はその「取引条件について説明」しなければならないとしました。さらに、契約締結後にも、成立した契約内容について「書面を交付」しなければならないとして、この点を強調しています。この章では契約成立前の規定について確認します。

条文番号は第12条の4です。これも覚えておきましょう。

1. 説明と書面の交付

- ① 旅行業者等は、旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、その取引の条件について旅行者に説明しなければなりません。
- ② 旅行業者等は説明をするときは、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容などを記載した書面を交付しなければなりません。

2. 例外

- ① 旅行業者が対価と引換えに、旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面（航空券や宿泊券など）を交付したときは、説明書面の交付は不要です。1. ②の例外。 説明自体を省略することはできません。
- ② 旅行業者等は、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法*1で提供することができ、この場合旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなされます。1. ②の例外。

*1 eメールで必要事項を送信する方法や、旅行会社のホームページに顧客用サイトを作り閲覧してもらう方法など。

3. 説明・記載すべき事項

p. 4で、次のNo.9の書面の記載内容と合わせて記載します。

No.9：書面の交付

「取引条件の説明」に続いて、旅行業者は旅行者と締結した旅行契約について、その内容について書面に記載して交付する義務があります。約款ではこの書面を「契約書面」と呼んでいます。

また、業者間の取引についても同様の規定があります。

条文番号は第12条の5です。これも覚えておきましょう。

1. 旅行者に交付する書面

旅行業者等は、旅行者と旅行業務に関し契約を締結したときは、遅滞なく、旅行業者が提供する旅行に関するサービスの内容などを記載した書面又はサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければなりません。

旅行に関するサービスの内容
などを記載した書面
(いわゆる契約書面)

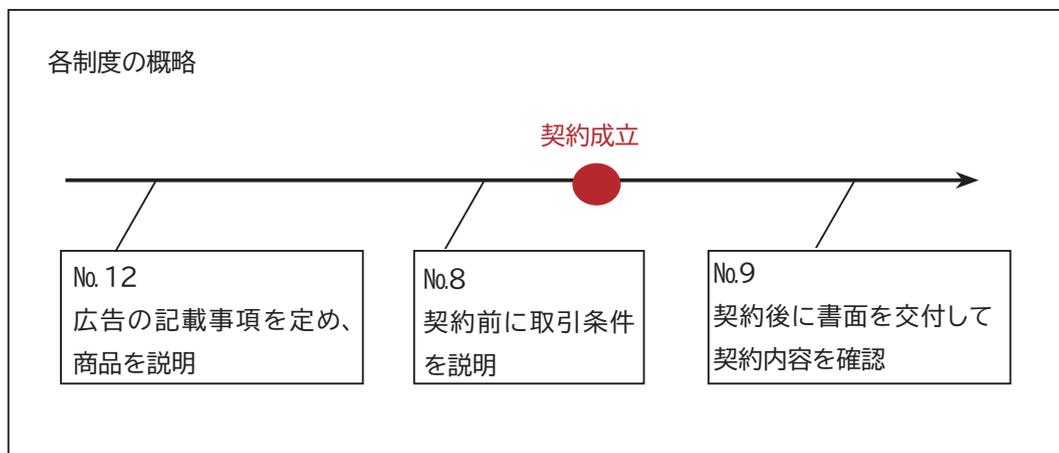
又は

サービスの提供を受ける
権利を表示した書面
(乗車券など)

2. 例外

- ① 旅行業者等は、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法*1で提供することができ、この場合旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなされます。取引条件の説明書面と同じです。
- ② 旅行に関する相談に応ずる行為にかかる契約（旅行相談契約）を締結したときにも、書面の交付は不要です。

*1 eメールを送信することなどです。



3. 旅行者に交付する書面に記載すべき事項

a. 企画旅行契約

項目	12条の4		12条の5
	取引条件の 説明事項	説明書面 記載事項	契約書面 記載事項
① 企画旅行業者の氏名又は名称	○	○	○
② 企画旅行業者住所並びに登録番号		○	○
③ 企画旅行業者以外の者が企画旅行業者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、その旨	○	○	○
④ 企画旅行業者以外の者が企画旅行業者を代理して契約を締結する(した)場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号		○	○
⑤ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地(外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地)		○	○
⑥ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨		○	○
⑦ 旅行の目的地及び出発日その他の日程	○	○	○
⑧ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法	○	○	○
⑨ 旅行者が前記⑧に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○
⑩ 前記⑧に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの	○	○	○
⑪ 前記⑨に掲げる旅行に関するサービスに企画旅行の実施のために提供される届出住宅における宿泊のサービスが含まれる場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅	○	○	○
⑫ 企画旅行(募集型)の参加者数があらかじめ企画旅行業者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数(最少催行人員数)★	○	○	○
⑬ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	—
⑭ 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○
⑮ 責任及び免責に関する事項	○	○	○
⑯ 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○
⑰ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格	○	○	○
⑱ 前記⑨に掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報★	○	○	○
⑲ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	○	○	○
⑳ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無★	○	○	○
㉑ 契約締結の年月日			○
㉒ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあっては、旅行地における企画旅行業者との連絡方法★			○

b. 企画旅行契約以外の契約（次の旅行相談契約を除く）

項目	12条の4		12条の5
	取引条件の 説明事項	説明書面 記載事項	契約書面 記載事項
① 契約を締結する（した）旅行業者の氏名又は名称	○	○	○
② 契約を締結する（した）旅行業者の住所並びに登録番号		○	○
③ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する（した）場合にあっては、その旨	○	○	○
④ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する（した）場合にあっては、当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号		○	○
⑤ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあっては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）		○	○
⑥ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨		○	○
⑦ 旅行の目的地及び出発日その他の日程	○	○	○
⑧ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	○
⑨ 旅行者が前記⑧に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容	○	○	○
⑩ 前記⑧に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの	○	○	○
⑪ 旅行業務として住宅宿泊事業法第2条第8項第1号に掲げる行為を取り扱う場合にあっては、宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅	○	○	○
⑫ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項 ★	○	○	○
⑬ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項	○	○	—
⑭ 契約の変更及び解除に関する事項	○	○	○
⑮ 責任及び免責に関する事項	○	○	○
⑯ 旅行中の損害の補償に関する事項	○	○	○
⑰ 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格	○	○	○
⑱ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報	○	○	○
⑲ 契約締結の年月日			○

c. 旅行相談契約

項目	12条の4		12条の5
	取引条件の 説明事項	説明書面 記載事項	契約書面 記載事項
① 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法	○	○	交付不要
② 旅行者が前記①に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容		○	

4. 取引相手（旅行者を除く）に交付する書面

旅行業者は旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。）と旅行業務に関し契約を締結したときにも、遅滞なく、その者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の事項を記載した書面を交付しなければなりません。

この場合も、旅行業務に関し取引をする者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により講ずることができます。2018年の改正事項です。

- ① 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所（当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号）
- ② 契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号
- ③ 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容
- ④ 旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に関する事項
- ⑤ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地
- ⑥ 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名
- ⑦ 契約締結の年月日

[Check Test №8, 9]

1. 取引条件の説明に関する、次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者等は旅行者と旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、その取引条件について旅行者に説明しなければならない。()
- (2) 旅行業者が前記(1)の説明をしたときは、サービスに内容などを記載した書面は交付しなくてよい。()
- (3) 旅行業者が、対価と引換えに乗車券(旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面)を交付するときは、取引条件の説明は不要である。()
- (4) 旅行業者等は、取引条件の説明書面を旅行者の承諾を得て、e-mailなどの情報通信の技術を利用する方法で提供することができる。()
- (5) 「契約の申込み方法及び契約の成立に関する事項」は、取引条件の説明書面に記載すべき事項である。()
- (6) 「旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画旅行業者との連絡方法」は、旅行者と企画旅行契約を締結しようとするときの取引条件の説明書面に記載すべき事項である。()

2. 書面の交付に関する、次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (7) 旅行業者等は、旅行者と旅行業務に関し契約を締結したときは、3日以内に提供するサービスの内容などを記載した書面又はサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。()
- (8) 旅行業者等は、契約締結後に交付する書面を旅行者の承諾を得て、e-mailなどの情報通信の技術を利用する方法で提供することができる。()
- (9) 「契約の申込み方法及び契約の成立に関する事項」は、旅行者との企画旅行契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項である。()
- (10) 「最少催行人員数」は、旅行者との企画旅行契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項である。()
- (11) 「旅行業務の取扱いの料金」に関する事項は、旅行者との企画旅行契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項である。()
- (12) 「旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画旅行業者との連絡方法」は、旅行者との企画旅行契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項である。()
- (13) 旅行相談契約締結後は、旅行業者は書面の交付をしなくてよい。()
- (14) 旅行業者は、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と契約を締結したときは、必ずその内容その他を書面(文書)にして交付しなければならない。()

No.8, 9

- (1) ○：その通りです。これが原則なので、問題文に誤りがなければ正しいと判断します。
- (2) ×：取引条件の説明事項のうち、一定の事項については書面にして交付します。
- (3) ×：書面の交付は不要ですが、説明は必要です。
- (4) ○：その通りです。「旅行者の承諾」がポイントです。説明書面についてもこのような例外があります。
- (5) ○：その通りです。契約成立前なので、このような項目は重要です。
- (6) ×：この項目は、契約成立後に交付する書面に記載すべき事項です。
- (7) ×：旅行業者は契約成立後に遅滞なく書面を交付しなければならないが、「3日以内」という制限はない。
- (8) ○：取引条件の説明書面と同様に、契約締結後の書面にもこのような規定があります。
- (9) ×：契約が成立した後の書面には、申込方法や成立に関する事項は不要であるため、記載する必要はありません。
- (10) ○：その通りです。「企画旅行契約」の成立後の書面にはこの事項を記載しなければなりません。
- (11) ×：旅行業務の取扱いの料金に関する事項は、「企画旅行契約以外の契約」の成立後に交付する書面に記載すべき事項です。
- (12) ○：その通りです。頻出事項です。
- (13) ○：その通りです。これも頻出事項です。
- (14) ×：この場合でも、e-mailなどの情報通信の技術を利用する方法で提供することができます。